

## 松江市役所本庁駐車場条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、松江市役所本庁駐車場条例（令和7年松江市条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (駐車することができる自動車)

第2条 条例第3条に規定する松江市役所本庁駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車することができる自動車の区分は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、長さ5.0メートル、幅2.1メートル及び高さ2.1メートルを超えず、かつ、最低地上高15センチメートルを超えるものとする。

### (使用方法)

第3条 駐車場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、自動車を入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 条例第5条に規定する駐車場の使用の許可は、前項の駐車券の交付をもって許可があつたものとみなす。

### (使用料の納付)

第4条 使用者は、自動車を出場させる際に、精算機に駐車券を挿入し、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 精算機にて使用料を納付した時刻から20分経過するまでに出場したことが認められない場合は、20分経過した時から再度入場したものとみなす。この場合において、条例別表に規定する使用料を無料とする時間は適用しない。

### (使用料の減免)

第5条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に定める場合において、当該各号に定める額とする。

- (1) 庁舎を使用する者が自動車を駐車させる場合 全額
  - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させる場合 全額
  - (3) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が別に定める額
- 2 条例第8条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料を納付する前に使用料を減免するための駐車券の処理を受けなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、松江市役所本庁駐車場使用料還付請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年2月2日から施行する。

別記様式（第6条関係）

松江市役所本庁駐車場使用料還付請求書

年 月 日

（あて先）松江市長

請求者 住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

次のとおり使用料の還付を請求します。

記

入場年月日	年 月 日
車両番号	
請求理由	
既納使用料	円
納付年月日	年 月 日
還付請求額	円

還付口座情報

金融機関名	銀行 金庫 組合	店舗名	本 店	支 店	出張所
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号			
フリガナ					
口座名義人					